

事務連絡
平成30年10月30日

各位

佐賀県健康福祉部国民健康保険課
佐賀県市町国民健康保険・国保組合
佐賀県後期高齢者医療広域連合

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の
施術に係る療養費に関する取扱いについて

日ごろから国民健康保険の事業及び後期高齢者医療制度にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、厚生労働省において、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費（以下、「あはき療養費」という。）に関する受領委任の取扱いが制度化されることに伴い、県内国保保険者及び佐賀県後期高齢者医療広域連合では、別添のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

また、あはき療養費に係る同意書及び診断書の取扱いが変更になっていますので、併せてお知らせします。